

若草町2丁目外配水管改良工事について、一般競争入札を実施するので、次のとおり告示する。

令和7年6月5日

登別市水道事業
登別市長 小笠原 春 一

1 入札に付する工事の内容

- | | | |
|------------|-------------------------|------------|
| (1) 工事番号 | 36番 | |
| (2) 工 事 名 | 若草町2丁目外配水管改良工事 | |
| (3) 工事場所 | 登別市若草町外 | |
| (4) 工 期 | 令和8年1月13日 | |
| (5) 工事概要 | 工事施工延長 | L = 104.7m |
| | ダクタイル鋳鉄管 (GX形) φ250 | L = 96.7m |
| | ダクタイル鋳鉄管 (GX形) φ75 | L = 6.2m |
| | ソフトシール仕切弁 (GX形) φ250 | N = 2基 |
| | 不断水仕切弁 (簡易型) φ250 | N = 1基 |
| | ソフトシール仕切弁 (不断水分岐付) φ250 | N = 1基 |
| | ソフトシール仕切弁 (GX形) φ75 | N = 1基 |
| | 不断水仕切弁 (簡易型) φ75 | N = 1基 |
| | ソフトシール仕切弁 (不断水分岐付) φ75 | N = 1基 |
| | 付帯工 | 一式 |
| | 仮設工 | 一式 |
| (6) 週休2日工事 | 週休2日工事 対象 (現場閉所型) | |

2 予定価格 事後公表

共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「資格審査事務処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」）に登録されている者のうち、管工事に登録されている者で、A等級に格付けされている者及び当該資格者名簿の管工事に登録されている者で構成する一般共同企業体として登録され、A等級に格付けされている者。
- (2) 登別市内に主たる営業所を有する者。
また、一般共同企業体についても、構成員の全ての者が登別市内に主たる営業所を有する者。
- (3) 入札執行日までの間、資格審査事務処理要綱第8条の規定による指名の停止を受けていないこと（指名の停止を受けた場合には既にその停止の期間を経過していること。）。
- (4) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。
- (5) 過去15年間（平成22年6月以降）に、発注工事と同種でかつ、おおむね同規模と認める工事を元請として施工した実績があること。
なお、共同企業体（甲型）は、共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限り施工実績とする。また、共同企業体（乙型）は分担工事額を施工実績とする。（共同企業体における実績を施工実績として提出する場合は、出資比率あるいは分担工事額の分かる書類を添付すること。）
- (6) 発注工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者及び監理技術者の配置については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定の例によるものとする。
- (7) その他工事発注に当たって必要と定める要件を満たしていること。

2 入札参加資格の審査

(1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出し、資格の審査を受けなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し）

ただし、平成13年4月以降に登別市が発注した工事のものは、省略できる。

ウ 配置予定技術者調書

（注）申請書を提出する際には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長形3号封筒を併せて提出すること。

- (2) 受付期間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月13日（金）まで
- (3) 受付時間 午前10時から午後5時まで
- (4) 受付場所 登別市中央町6丁目11番地
登別市総務部契約・管財グループ（TEL 0143-85-1184）
- (5) 提出方法 郵送又は持参することとする。
- (6) その他
ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された資料は、入札参加希望者に無断で他の用途に使用しない。
ウ 提出された資料は、返却しない。
エ 資料の記載方法に関する問い合わせ先 受付場所と同じ。

3 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和7年6月20日（金）までに申請者に対し、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年6月24日（火）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に郵送又は持参することとする。

- (1) 提出先 2の(4)の受付場所と同じ。
- (2) 理由の説明は、書面により回答する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を取り消す。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱第8条の規定による指名の停止を受けたとき。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、見積もる入札額の100分の5に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

(2) 入札保証金の納付の免除

(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 本市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。

イ 過去2年間（令和5年6月以降）に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであり、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金の納付

落札した者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

(4) 契約保証金の納付の免除

ア 金融機関等の発行する保証書を提出したとき。

イ 本市を被保険者とする履行保証保険（定額てん補）を提出したとき。

ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）を提出したとき。

7 設計書等の閲覧・貸し出し・電子データ提供

(1) 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月13日（金）まで

イ 閲覧時間 午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所 2の(4)の受付場所又は登別市公式ウェブサイト

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、郵送又は持参により提出すること。

なお、質問に対する回答は、書面によるものとする。

ア 受付期間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月13日（金）まで

イ 受付時間 午前10時から午後5時まで

ウ 受付場所 2の(4)の受付場所と同じ。

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月27日(金) 9時30分から
- (2) 場 所 登別市役所 第2会議室(本庁舎3階)

※郵便等による入札とし、入札者等は傍聴のみ認めることとする。

9 入札方法

- (1) 郵便等による入札とする。
- (2) 第1回目の入札に際しては、工事費内訳書を同封して提出すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額で、工事費内訳書と同額とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、工事費内訳書の提出をしない者の入札及び競争入札心得等に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

また、工事費内訳書の内容に不備等があれば、原則として、当該内訳書を提出した者の入札は無効とする。

なお、入札参加資格者であっても、審査後、入札執行時点までの間に、指名停止の処分を受けた場合はその者のした入札は無効とする。

11 支払条件

- (1) 前金払 あり
- (2) 中間前金払・部分払 あり

12 最低制限価格について

- (1) 最低制限価格は、設定する。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を失格とし、落札者とししない。
- (3) 前号の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (4) 第2号の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

13 建設リサイクル法対象工事

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に

記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこととする。

14 そ の 他

- (1) 入札参加者は、登別市契約事務規則等の関係法令を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、登別市総務部契約・管財グループ（TEL 0143-85-1184）に照会すること。